秋田運輸支局長「従事者」表彰について

選考基準

　（１）事業の従事者

　　　事業の従事者であって、２５年以上にわたって当該業務に精励し、年令４５才以

上の者、又は、団体の従事者であって、２０年以上にわたって当該業務に精励し、年令４０才以上の者で、勤務成績優秀にして他の模範となる者。

　（２）道路運送事業等運転者

　　　現に道路運送事業等の事業用自動車運転者として１５年以上勤務し、その間責任

事故もなく、成績、優秀、操行ともに他の模範となる者。

　（３）自動車整備士等

　　　現に自動車整備士等として、自動車整備に係る実務に１５年以上勤続し、その間

責任事故もなく、成績、操行ともに他の模範となる者。

留意事項

　（１）「事業の従事者」とは、当該業務に一貫して従事している者。

（２）運転者の勤続年数は、事業用自動車を運転し得る免許を取得した以降を計算す

るものとし、異業種における年数は合算しない。

　（３）「自動車整備士等」とは、自動車整備士、整備主任者、整備管理者、整備教育指導員、その他これに準ずるもの。

　（４）年齢、年数は、表彰日現在で計算する。

　（５）候補者は、原則として事業経営者又は団体の長が推薦する者に限る。

（６）候補者は、過去１年以内に東北運輸局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。

　（７）候補者は、過去３年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者に限

る。

（８）選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者等、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

以上